

議員活動（職務等）について

議員報酬等に関する在り方調査会最終報告書

P.48 3 議員報酬の性格について

本調査会は、議員報酬の性格について、地方自治法の規定によるもの、県特別職報酬等審議会での議論、他の都道府県のそれとの比較など、さまざまな観点から検討を行った。

議員報酬のあり方を検討するにあたっては、同じ公選職である知事の給与等と比較でなく、議員の任務と活動それ自体から独自に適正な報酬額を導き出すという考え方もあるかもしれない。

しかし、現行の地方自治法が議員の職務について規定していないこともあり、今回は、知事の給与（条例本則）との比較という観点に立ち、多くの議員が議員としての活動に専従しているという実態も考慮しつつ、適切な水準を示すこととした。

議会基本条例の一部を改正する条例案

座長提案説明（抜粋）

今回の検討項目となっていた、「議員活動の範囲の明確化」やこれに関する「議員報酬等」及び「政務調査費」については、当議会の議員報酬等に関する在り方調査会においても検討がなされていること、また、地方の要請を受け、国において地方自治法の改正に係る検討の動きがあることから、これらの状況の推移等を考慮し、議論の環境が整った後、しかるべき時期に検討を行うべきものと考えます。

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

今回の改正では、議員の位置付け等は法律に規定されず、次のとおり法律案に対する附帯決議が行われた。

・平成 24 年 8 月 7 日 衆議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

1～5 略

6．地方議会の議員に求められる役割及び在り方等を踏まえ、その位置付け等を法律上明らかにすることについて検討すること。

・平成 24 年 8 月 28 日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

1～5 略

6．地方議会の議員に求められる役割及び在り方等を踏まえ、その位置付け等を法律上明らかにすることについて検討すること。